

令和3年10月

マイナンバーのお届出をされていない  
NISA口座を開設していただいているお客様へ

## NISA 口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫にNISA口座を開設されているお客様のうち、当該NISA口座に平成29年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては、令和4年1月1日をもって廃止されます。

該当するお客様のうち、令和4年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有する令和3年12月末で非課税期間が終了する投資信託のロールオーバーを希望される方は、本年11月30日(火)までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

- 令和3年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託については、ロールオーバーの手続きをされなかった場合、課税口座(一般口座または特定口座)に移管されます。
- 平成30年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

### 【NISA口座のみなし廃止について】

NISA 口座の開設時期等	令和4年以降の利用・廃止
平成30年以降に当金庫に NISA 口座を開設された方	マイナンバーを当金庫に届出済ですので、令和4年以降も引き続きNISAを利用して新規投資できます。
平成29年以前に当金庫に NISA 口座を開設された方で、平成30年以降もNISAを利用して新規投資等している方(※1)	
平成29年以前に NISA 口座を開設された方で、当該 NISA 口座に平成29年分の一般NISAの非課税投資枠が設定されており、平成30年以降は一般NISA、つみたてNISAを利用していない方	マイナンバーのお届出がない場合は、令和4年1月1日をもってNISA口座が廃止されます。(※2)

※1. 新規投資等していなくても当該NISA口座に、平成30年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは届出済みです。

※2. 詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

敬具

幡多信用金庫

【お問い合わせ先】  
業務課 0880-34-2121 又は  
お取引のある本支店へ  
ご連絡下さい。